

天王寺大和川線における【自動車駐車場】入札占用指針

1. 概要

(1) 入札対象施設等

道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 32 条第 1 項第 1 号に基づく自動車駐車場

※平面駐車場を想定しており、立体駐車場は不可とします

※原動機付き自転車及び自転車の駐車場は不可とします

※運用は月極、コインパーキング、自社駐車場を問いません

(2) 道路の占用の場所（別添、位置図及び求積図参照）

① 所在地 大阪市阿倍野区天王寺町南 1 丁目 20—1 の一部、22—1 の一部

② 占用面積 合計 1, 171. 71 m²

※土地の合理的利用を図るため、全体を占用していただきます

(3) 道路の占用の開始の予定時期

令和 7 年 11 月 1 日

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

① 駐車場施設の整備については、既設フェンスの内側で行うこと

② 既設フェンスを撤去する場合には、適切な位置に原状回復できるよう、位置把握を行うこと

③ 占用範囲内および本占用に起因する周辺道路等への影響部分の清掃、除草等の維持管理、その他管理上必要な措置を行うこと

④ 占用範囲内の構造物（既設フェンスを含む）の維持管理または破損した場合の復旧および不法投棄等の対応については占用者において実施すること

⑤ 駐車場施設の整備に伴い、周辺道路の改良（歩道乗り入れ等）が必要な場合は、占用範囲内の工事内容と併せて入札占用計画に記すこと

⑥ 駐車場運営・設置工事に際しては、沿道および周辺住民の理解を得るとともに、苦情等については占用者において適切に対応すること

⑦ 前所有者の残置物について撤去等が必要な場合は、占用者の責任と費用負担で行うこと

(5) 認定の有効期間

5 年以内の年度末日まで

(6) 占用料の額の最低額

2, 0 5 0 円 (1 m²当たり)

占用料単価 × 市長が定める期間

2, 0 5 0 円※ 1 年

※大阪市道路占用料条例第 3 条第 3 項による減免率を適用したあとの額

2. 占用入札参加資格

(1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること

(2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第 3 3 条第 1 項の政令で定める基準に適合するものであること

(3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと

(4) 入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと

- ① 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき
- ② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき
- ③ 法第 7 1 条第 1 項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき
- ④ 法第 7 3 条第 1 項の規定に基づく督促状により督促をしているとき
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑩ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當であると道路管理者が認めるとき

なお、道路の占用に当たって道路交通法第 7 7 条第 1 項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、本市が阿倍野警察署と協議を行います。阿倍野警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

3. 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

様式 3～7（A 4 判）により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画 (様式 3)	①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。 ②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載願います。 ③「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の内容・実施方法等を明らかにした図面その他の入札占用計画に添付する書類名を記載願います。 ※既設構造物の撤去や新設構造物がわかるように記載してください。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置 (様式 4)	①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。 ②日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。 ※占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載願います。その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載願います。
法人概要 (様式 5-1) 及び役員名簿 (様式 5-2)	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。 なお、個人の場合は、様式 5-1 は不要であり、様式 5-2 により、氏名、生年月日等を記載願います。

災害等非常時における連絡体制（様式 6）	占有者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から道路管理者への連絡体制図を記載願います。
暴力団排除に関する誓約書（様式 7）	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

（2）入札占有計画の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

持参の場合：令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時まで

送付の場合：令和 7 年 7 月 18 日（金）まで（必着）

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

② 提出先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1-10 ATC ITM 棟 6 階

大阪市建設局総務部管理課 占有入札担当

電話 06-6615-6688

③ 提出方法

上記②へ持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

4. 入札までの流れ

（1）担当部局

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1-10 ATC ITM 棟 6 階

（制度に関すること）：大阪市建設局総務部管理課 電話 06-6615-6688

（用地に関すること）：大阪市建設局道路河川部街路課 電話 06-6615-6753

（2）入札占有指針に関する質問書

入札占有指針の内容について質問がある場合には、書面（様式 2）にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、HP にて閲覧に供することとします。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占有計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

① 質問書の提出方法

郵送又は電送によるものとします。

② 提出先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1-10 A T C I T M 棟 6 階

大阪市建設局総務部管理課 占用入札担当あて

電話 06-6615-6688 E-mail la0009@city.osaka.lg.jp

③ 質問書の申込期間

令和 7 年 6 月 1 8 日（水）から令和 7 年 9 月 2 日（火）まで（必着）

（ただし、入札占用計画の作成に関する質問は、令和 7 年 7 月 9 日（水）まで）

（3）入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって、道路管理者より通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

通知予定日：令和 7 年 8 月 2 7 日（水）

5. 入札の実施

（1）入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書（様式 8）を提出しない者は、本入札に参加することができません。

① 提出方法

ア 持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

イ 入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出するに当たっては、道路管理者により占用入札参加資格があることの確認を受けた通知書（以下「占用入札参加資格確認通知」という。）を持参してください。

ウ 送付により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知の写しと封かんした入札書を同封してください。

エ 代理人が入札に参加する場合には、入札書に加えて、委任状（様式 9）を提出してください。

② 提出期限

持参の場合：令和 7 年 9 月 9 日（火） 1 7 時まで

送付の場合：令和 7 年 9 月 9 日（火）まで（必着）

③ 提出先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1-10 A T C I T M 棟 6 階

大阪市建設局総務部管理課 占用入札担当あて

電話 06－6615－6688

(2) 入札にあたっての注意事項

- ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください。
- イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。
- ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(3) 開札日時、場所

① 日時：令和 7 年 9 月 1 0 日（水） 1 4 時～

② 場所：大阪市建設局総務部管理課

（大阪市住之江区南港北 2 丁目 1－10 A T C I T M 棟 6 階）

- ア 入札当日の受付は、入札開始時刻の 2 0 分前から行います。
- イ 入札会場への入場は、参加者 1 者につき、2 名までとします。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 占用入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札
- エ 所定の入札書によらない入札
- オ 記名、押印を欠く入札
- カ 入札者又はその代理人が 1 人で 2 枚以上の入札をした場合、そのすべての入札
- キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ク 委任状の提出がない代理人がした入札
- ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(5) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあつては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

(6) 開札

【様式 1】

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状（様式 9）を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

- ① 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。
- ② 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。
- ③ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

（7）落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。占用料の額は 1 年間に おける 1 m² 当たりの額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。
- ② 落札となるべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。
- ③ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（8）落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とします。）、落札額）を公表します。

（9）落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。なお、落札者決定を取り消した場合は、他の入札参加者を繰り上げて落札者とします。

6. 入札占用計画の認定

（1）認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、事務所に備

【様式 1】

え付けるとともに、ホームページに掲載します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合、その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

7. 道路の占用の許可

(1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

① 申請窓口

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1-10 A T C I T M 棟 6 階
大阪市建設局総務部管理課 電話 06-6615-6688

② 申請書類

- ア 道路占用許可申請書
- イ 認定された入札占用計画
- ウ 入札占用計画認定通知（写し）
- エ その他道路管理者が必要であると認める書類

③ 申請期限

- ア 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から 15 日以内に行ってください。
- イ 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占用許可の条件 (予定)

- ① 占用物件の位置、構造、占用数量等は申請書どおりとし、変更する場合は事前に道路管理者の許可を受けること。
- ② 占用物件及び既設構造物を含む占用区域内の維持管理については占用者において十分に行うこと。
- ③ 本占用に起因して第三者に損害を与えた場合は、占用者の責任において迅速かつ誠実に処置すること。
- ④ 本占用に起因して道路施設を損傷または汚損した場合は、道路管理者の指示を受けて占用者の負担で原形に復旧すること。
- ⑤ 占用を廃止する場合は、道路管理者に届け出のうえ所定の手続きを経た後、占用物件を撤去すること。また、本占用に起因して周辺道路を改良している場合は、併せて原状回復すること。
- ⑥ 占用期間満了までには工事の許可を受けたうえで、占用物件の撤去を行うこと。
- ⑦ 占用場所は、申請書記載どおりとし、占用区域は厳守すること。
- ⑧ 占用物件は許可した占用目的以外の目的に使用しないこと。
- ⑨ 占用料を納入通知書に記載している納入期限までに納付すること。納付がないときには、国税滞納処分の例による占用料の徴収や占用許可の取り消しを行うことがあるので留意すること。
- ⑩ 道路の調査、点検、修繕工事等の際は、作業の支障とならないよう、道路管理者の指示に従い、必要な措置を講じること。
- ⑪ 占用区域内に易燃性もしくは爆発性物件または悪臭、騒音等を発する物件を保管しないこと。
- ⑫ 占用区域内の清掃は十分に行い、ポスター、看板等が掲出された場合は、すみやかに除去すること。
- ⑬ 駐車場運営に際しては、道路の構造及び道路の通行に支障とならないよう、十分な維持管理を行い、安全確保に努めること。なお、本占用に起因する事故が生じた場合は、占用者において迅速かつ誠実に処置すること。
- ⑭ 道路管理者が占用物件の安全確認のため必要と認める場合は、占用物件の現状について書面等により報告すること。また、占用物件の異常により道路の構造又は交通もしくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに道路管理者に報告のうえ、必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。なお、これらに応じない場合は道路法に基づく罰則規定の適用、占用許可の取り消し等を行うことがあるので留意すること。
- ⑮ 道路法、道路法施行令、大阪市道路占用規則等関係例規、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を厳守すること。
- ⑯ 施工にあたっては、埋設企業体等、他の占用者と協議を行うこと。
- ⑰ 前各号のほか、道路管理者の指示に従うこと。

※なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

(3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。

(4) 占用料の額及び支払方法

- ① 占用料の額は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額に入札占用指針に定められた占用面積を乗じた額とします。
- ② 土地の価格の上昇等を踏まえて大阪市道路占用料条例に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。
- ③ 占用料の支払いは、当該年度の占用料を毎会計年度6月30日までに支払うものとします。なお、支払い方法は、大阪市が発行する納入通知書により納めるものとします。
- ④ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とします。また、徴収する金額が100円未満であった場合には、これを100円に切り上げた額とします。
- ⑤ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、法第73条に基づき延滞金を徴収する場合があります。
- ⑥ 既納の占用料は還付しません。

8. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

【様式 1】

- (6) 認定しなかった入札占有計画は、原則として返却いたしません。なお、返却を希望する場合には、その旨を入札占有計画を提出する際に申し出てください。